

No. 9

令和3年（12月）

第4回定例会議案  
参 考 資 料

熊谷市



## 目 次

議案番号	参考資料名	所管課	頁
第 8 9 号	熊谷市手数料徴収条例の一部を改正する条例案新旧対照表	建 築 審 査 課	1
第 9 0 号	熊谷市国民健康保険条例の一部を改正する条例案新旧対照表	保 険 年 金 課	1 1
第 9 1 号	熊谷市開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表	開 発 審 査 課	1 2
第 9 2 号	熊谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案新旧対照表	保 険 年 金 課	1 5
第 9 9 号	認定路線調書・位置図	管 理 課	1 9

議案第 89 号の参考資料

熊谷市手数料徴収条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市手数料徴収条例（平成 17 年条例第 66 号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案		
別表（第 2 条関係）		
	事務の種類	手数料の額
55 の 10	長期優良住宅建築等計画の 認定の申請に対する審査 （次号に規定する審査を除 く。）	<p><u>ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 6 条の 2 第 3 項の確認書若しくは同条第 4 項の住宅性能評価書（いずれも長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号）第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる基準に適合しているものに限る。第 55 号の 12 アにおいて同じ。）又はこれらの写しが提出された場合</u></p> <p>(1) <u>一戸建ての住宅</u></p> <p>    (i) <u>新築のもの 8,000 円</u></p> <p>    (ii) <u>増築又は改築のもの 13,000 円</u></p> <p>(2) <u>共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この号から第 55 号の 13 までにおいて同じ。） 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</u></p> <p>    (i) <u>床面積の合計（申請に係る住戸を含む一の建築物の床面積の合計をいう。以下この号において同じ。）が 500 平方メートル以内のとき。</u></p> <p>        (i) <u>新築のもの 17,000 円</u></p> <p>        (ii) <u>増築又は改築のもの 25,000 円</u></p> <p>    (ii) <u>床面積の合計が 500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のとき。</u></p> <p>        (i) <u>新築のもの 28,000 円</u></p> <p>        (ii) <u>増築又は改築のもの 42,000 円</u></p> <p>    (iii) <u>床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 2,500 平方メートル以内のとき。</u></p> <p>        (i) <u>新築のもの 52,000 円</u></p> <p>        (ii) <u>増築又は改築のもの 78,000 円</u></p> <p>    (iv) <u>床面積の合計が 2,500 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のとき。</u></p>

現 行

別表（第2条関係）

	事務の種類	手数料の額
55の 10	長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（次号に規定する審査を除く。）	<p>ア <u>長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の登録住宅性能評価機関が作成したものに限り。第55号の12において同じ。）が提出された場合</u></p> <p>(1) <u>一戸建ての住宅</u></p> <p style="padding-left: 20px;">(i) <u>新築のもの 6,000円</u></p> <p style="padding-left: 20px;">(ii) <u>増築又は改築のもの 10,000円</u></p> <p>(2) <u>共同住宅等 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を、申請に係る住戸を含む一の建築物の住戸のうち同時に申請された住戸の数（以下「申請住戸数」という。）で除して得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）</u></p> <p style="padding-left: 20px;">(i) <u>床面積の合計（申請に係る住戸を含む一の建築物の床面積の合計をいう。以下この号において同じ。）が500平方メートル以内のとき。</u></p> <p style="padding-left: 40px;">(1) <u>新築のもの 13,000円</u></p> <p style="padding-left: 40px;">(2) <u>増築又は改築のもの 21,000円</u></p> <p style="padding-left: 20px;">(ii) <u>床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のとき。</u></p> <p style="padding-left: 40px;">(1) <u>新築のもの 24,000円</u></p> <p style="padding-left: 40px;">(2) <u>増築又は改築のもの 37,000円</u></p> <p style="padding-left: 20px;">(iii) <u>床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以内のとき。</u></p> <p style="padding-left: 40px;">(1) <u>新築のもの 35,000円</u></p> <p style="padding-left: 40px;">(2) <u>増築又は改築のもの 54,000円</u></p>

(7) 新築のもの 78,000円

(4) 増築又は改築のもの 118,000円

(v) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のとき。

(7) 新築のもの 115,000円

(4) 増築又は改築のもの 173,000円

(iv) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のとき。

(7) 新築のもの 199,000円

(4) 増築又は改築のもの 300,000円

(iii) 床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のとき。

(7) 新築のもの 257,000円

(4) 増築又は改築のもの 386,000円

(ii) 床面積の合計が30,000平方メートルを超えるとき。

(7) 新築のもの 300,000円

(4) 増築又は改築のもの 451,000円

㉒ 床面積の合計が2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以内のとき。

㉓ 新築のもの 65,000円

㉔ 増築又は改築のもの 101,000円

㉕ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のとき。

㉖ 新築のもの 112,000円

㉗ 増築又は改築のもの 174,000円

㉘ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のとき。

㉙ 新築のもの 185,000円

㉚ 増築又は改築のもの 287,000円

㉛ 床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のとき。

㉜ 新築のもの 228,000円

㉝ 増築又は改築のもの 353,000円

㉞ 床面積の合計が30,000平方メートルを超えるとき。

㉟ 新築のもの 243,000円

㊱ 増築又は改築のもの 377,000円

イ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項の設計住宅性能評価書（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合しているものに限る。第55号の12において同じ。）の写しが提出された場合

(1) 一戸建ての住宅 23,000円

(2) 共同住宅等 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を申請住戸数で除して得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

㊲ 床面積の合計が500平方メートル以内のとき 72,000円

㊳ 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のとき 112,000円

㊴ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以内のとき 207,000円

㊵ 床面積の合計が2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以内のとき 350,000円

㊶ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のとき 535,000円

		<p>イ ア以外の場合</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 共同住宅等 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>(i)～(iii) (略)</p>
55の 11	<p>長期優良住宅建築等計画の認定の申請（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査</p>	<p>前号ア(1)又はイ(1)の額（共同住宅等については、同号ア(2)(i)から(iii)まで又はイ(2)(i)から(iii)までの床面積の合計の区分に応じ定める額）に、次のアに定める額を加算し、次のイ又はウに掲げる場合はそれぞれ当該イ又はウに定める額を更に加算して得た額</p> <p>ア～ウ (略)</p>
55の 12	<p>長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査（次号に規定する審査を除く。）</p>	<p><u>ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項の確認書若しくは同条第4項の住宅性能評価書又はこれらの写しが提出された場合</u></p> <p>(1) <u>一戸建ての住宅</u></p> <p>(i) <u>新築のもの 4,000円</u></p> <p>(ii) <u>増築又は改築のもの 6,500円</u></p> <p>(2) <u>共同住宅等 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</u></p> <p>(i) <u>床面積の合計（申請に係る住戸を含む一の建築物の変更後の床面積の合計をいう。以下この号において同じ。）が500平方メートル以内のとき。</u></p> <p>(ii) <u>新築のもの 8,500円</u></p> <p>(iii) <u>増築又は改築のもの 12,500円</u></p> <p>(iv) <u>床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のとき。</u></p> <p>(v) <u>新築のもの 14,000円</u></p> <p>(vi) <u>増築又は改築のもの 21,000円</u></p>



		<p><u>㉒ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のとき 969,000円</u></p> <p><u>㉓ 床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のとき 1,321,000円</u></p> <p><u>㉔ 床面積の合計が30,000平方メートルを超えるとき 1,597,000円</u></p> <p>ウ ア及びイ以外の場合</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 共同住宅等 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を申請住戸数で除して得た額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)</p> <p>㉕～㉗ (略)</p>
55の 11	長期優良住宅建築等計画の認定の申請(長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出を伴う申請に限る。)に対する審査	<p>前号ア(1)、イ(1)又はウ(1)の額(共同住宅等については、同号ア(2)㉕から㉗まで、イ(2)㉕から㉗まで又はウ(2)㉕から㉗までの床面積の合計の区分に応じ定める額)に、次のアに定める額を加算し、次のイ又はウに掲げる場合はそれぞれ当該イ又はウに定める額を更に加算して得た額(共同住宅等については、その額を申請住戸数で除して得た額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額))</p> <p>ア～ウ (略)</p>
55の 12	長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査(次号に規定する審査を除く。)	<p>ア 変更後の長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合</p> <p>(1) 一戸建ての住宅</p> <p>㉕ 新築のもの 3,000円</p> <p>㉖ 増築又は改築のもの 5,000円</p> <p>(2) 共同住宅等 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を申請住戸数で除して得た額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)</p> <p>㉕ 床面積の合計(申請に係る住戸を含む一の建築物の変更後の床面積の合計をいう。以下この号において同じ。)が500平方メートル以内のとき。</p> <p>㉗ 新築のもの 6,500円</p> <p>㉘ 増築又は改築のもの 10,500円</p> <p>㉙ 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のとき。</p>

④ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以内のとき。

⑦ 新築のもの 26,000円

⑧ 増築又は改築のもの 39,000円

⑤ 床面積の合計が2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以内のとき。

⑦ 新築のもの 39,000円

⑧ 増築又は改築のもの 59,000円

⑥ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のとき。

⑦ 新築のもの 57,500円

⑧ 増築又は改築のもの 86,500円

⑦ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のとき。

⑦ 新築のもの 99,500円

⑧ 増築又は改築のもの 150,000円

⑧ 床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のとき。

⑦ 新築のもの 128,500円

⑧ 増築又は改築のもの 193,000円

⑨ 床面積の合計が30,000平方メートルを超えるとき。

⑦ 新築のもの 150,000円

⑧ 増築又は改築のもの 225,500円

㉞ 新築のもの 12,000円

㉟ 増築又は改築のもの 18,500円

㊱ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以内のとき。

㉞ 新築のもの 17,500円

㉟ 増築又は改築のもの 27,000円

㊱ 床面積の合計が2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以内のとき。

㉞ 新築のもの 32,500円

㉟ 増築又は改築のもの 50,500円

㊱ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のとき。

㉞ 新築のもの 56,000円

㉟ 増築又は改築のもの 87,000円

㊱ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のとき。

㉞ 新築のもの 92,500円

㉟ 増築又は改築のもの 143,500円

㊱ 床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のとき。

㉞ 新築のもの 114,000円

㉟ 増築又は改築のもの 176,500円

㊱ 床面積の合計が30,000平方メートルを超えるとき。

㉞ 新築のもの 121,500円

㉟ 増築又は改築のもの 188,500円

イ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項の設計住宅性能評価書の写しが提出された場合

(1) 一戸建ての住宅 11,500円

(2) 共同住宅等 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を申請住戸数で除して得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

㊱ 床面積の合計が500平方メートル以内のとき 36,000円

㊱ 床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のとき 56,000円

㊱ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,500

		<p>イ ア以外の場合</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 共同住宅等 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>(i)～(ii) (略)</p>
55の13	<p>長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査</p>	<p>第55号の11アの額に、前号ア(1)又はイ(1)の額（共同住宅等については、同号ア(2)(i)から(ii)まで又はイ(2)(i)から(ii)までの床面積の合計の区分に応じ定める額）を加算し、第55号の11イ又はウに掲げる場合はそれぞれ同号イ又はウに定める額を更に加算して得た額</p>
55の14	(略)	(略)
55の15	(略)	(略)
55の15の2	<p><u>認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可の申請に対する審査</u></p>	<p><u>160,000円</u></p>
<p>備考 (略)</p>		

		<p>平方メートル以内のとき <u>103,500円</u></p> <p>(ii) <u>床面積の合計が2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以内のとき 175,000円</u></p> <p>(iii) <u>床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のとき 267,500円</u></p> <p>(iv) <u>床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のとき 484,500円</u></p> <p>(v) <u>床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のとき 660,500円</u></p> <p>(vi) <u>床面積の合計が30,000平方メートルを超えるとき 798,500円</u></p> <p>ウ ア及びイ以外の場合</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>共同住宅等 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を申請住戸数で除して得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）</u></p> <p>(i)～(vi) (略)</p>
55の13	長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査	第55号の11アの額に、前号ア(1)、イ(1)又はウ(1)の額（共同住宅等については、同号ア(2)(i)から(vi)まで、イ(2)(i)から(vi)まで又はウ(2)(i)から(vi)までの床面積の合計の区分に応じ定める額）を加算し、第55号の11イ又はウに掲げる場合はそれぞれ同号イ又はウに定める額を更に加算して得た額（共同住宅等については、その額を申請住戸数で除して得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額））
55の14	(略)	(略)
55の15	(略)	(略)
<p>備考 (略)</p>		

議案第 90 号の参考資料

熊谷市国民健康保険条例の一部を改正する条例案新旧対照表  
熊谷市国民健康保険条例（平成 17 年条例第 160 号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（出産育児一時金）</p> <p>第 8 条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>40 万 8 千円</u> を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号）の規定による出産育児一時金の金額等を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに <u>1 万 2 千円</u> を上限として加算した額を支給する。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（出産育児一時金）</p> <p>第 8 条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>40 万 4 千円</u> を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号）の規定による出産育児一時金の金額等を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに <u>1 万 6 千円</u> を上限として加算した額を支給する。</p> <p>2 （略）</p>

議案第 9 1 号の参考資料

熊谷市開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例案  
 新旧対照表  
 熊谷市開発許可等の基準に関する条例（平成 1 7 年条例第 2 1 2 号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（定義）</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) <u>既存集落区域</u> 市街化調整区域において自然的社会的諸条件から一体的な日常生活圏を構成していると認められる地域であって、おおむね 5 0 以上の建築物（市街化区域に存するものを含む。）が連たんしている<u>地域のうち、市長が指定した土地の区域をいう。</u></p> <p>(3) （略）</p> <p>（法第 3 4 条第 1 1 号の規定による区域の指定）</p> <p>第 3 条の 2 法第 3 4 条第 1 1 号の規定により指定する土地の区域は、<u>政令第 2 9 条の 9 に規定する基準のほか、次に掲げる基準に基づき、市長が指定する土地の区域とする。</u></p> <p>(1)～(6) （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（法第 3 4 条第 1 2 号の規定により定める開発行為）</p> <p>第 4 条 法第 3 4 条第 1 2 号の規定により、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認められる開発行為として定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、<u>政令第 2 9 条の 9 各号に掲げる土地の区域又は用途地域が定められている土地の区域における開発行為（第 1 号、第 2 号ア及びイ並びに第 8 号に係る開発行為に限る。）</u>について</p>	<p>（定義）</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) <u>既存の集落</u> 市街化調整区域において自然的社会的諸条件から一体的な日常生活圏を構成していると認められる地域であって、おおむね 5 0 以上の建築物（市街化区域に存するものを含む。）が連たんしている<u>ものをいう。</u></p> <p>(3) （略）</p> <p>（法第 3 4 条第 1 1 号の規定による区域の指定）</p> <p>第 3 条の 2 法第 3 4 条第 1 1 号の規定により指定する土地の区域は、<u>次に掲げる基準に基づき、市長が指定する土地の区域とする。</u></p> <p>(1)～(6) （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（法第 3 4 条第 1 2 号の規定により定める開発行為）</p> <p>第 4 条 法第 3 4 条第 1 2 号の規定により、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認められる開発行為として定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、<u>政令第 8 条第 1 項第 2 号ロからニまでに掲げる土地の区域又は用途地域が定められている土地の区域については、この限りでない。</u></p>

改正案	現行
<p>は、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 自己の居住の用に供する建築物を建築する目的で行う開発行為で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア <u>既存集落区域に</u>自己又はその親族(民法(明治29年法律第89号)第725条に規定する親族をいう。<u>以下この号において同じ。)</u>が線引き前から所有する土地(線引き前から所有する者から相続等により取得した土地その他規則で定める土地を含む。<u>ウにおいて同じ。)</u>において行うもの</p> <p>イ 当該開発行為に係る土地の存する市街化調整区域又は隣接する市町村の市街化調整区域に自己又はその親族が20年以上居住する者が、<u>既存集落区域に</u>自己又はその親族が所有する土地において行うもの</p> <p>ウ (略)</p> <p>(3)～(8) (略)</p> <p>(政令第36条第1項第3号ハの規定により定める建築等)</p> <p>第5条 政令第36条第1項第3号ハの規定により、建築物又は第一種特定工作物の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認められる建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の<u>新設(以下この条において「建築物等の新築等」という。)</u>として定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、政令<u>第29条の9各号に</u>掲げる土地の区域又は用途地域が定められている土地の区域における<u>建築物等の新築等(第1号、第2号(前条第2号ア及びイ並びに同条第8号に係る部分に限る。)</u>及び第4号ウに係る<u>建築物等の新築等に限る。)</u>については、この限りでない。</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 自己の居住の用に供する建築物を建築する目的で行う開発行為で、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア <u>既存の集落に、</u>自己又はその親族(民法(明治29年法律第89号)第725条に規定する親族をいう。<u>以下同じ。)</u>が線引き前から所有する土地(線引き前から所有する者から相続等により取得した土地その他規則で定める土地を含む。<u>以下同じ。)</u>において行うもの</p> <p>イ 当該開発行為に係る土地の存する市街化調整区域又は隣接する市町村の市街化調整区域に自己又はその親族が20年以上居住する者が、<u>既存の集落に</u>自己又はその親族が所有する土地において行うもの</p> <p>ウ (略)</p> <p>(3)～(8) (略)</p> <p>(政令第36条第1項第3号ハの規定により定める建築等)</p> <p>第5条 政令第36条第1項第3号ハの規定により、建築物又は第一種特定工作物の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認められる建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の<u>新設として定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、政令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域又は用途地域が定められている土地の区域については、この限りでない。</u></p>



改 正 案	現 行
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 前条第2号から第6号まで及び第8号に掲げる開発行為に係る予定建築物等の要件に該当する<u>建築物等の新築等</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 現に存する建築物が、建築後20年を経過している場合又は建築後5年を経過し、破産手続開始の決定その他のやむを得ない事由を有するものとして規則で定める場合に、当該建築物と同一の敷地において行う<u>次の</u>いずれかに該当する建築物の新築、改築又は用途の変更  ア・イ (略)  ウ 建築基準法別表第2(ろ)項に掲げる建築物(<u>既存集落区域</u>に存するものに限る。)</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 前条第2号から第6号まで及び第8号に掲げる開発行為に係る予定建築物等の要件に該当する<u>建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 現に存する建築物が、建築後20年を経過している場合又は建築後5年を経過し、破産手続開始の決定その他のやむを得ない事由を有するものとして規則で定める場合に、当該建築物と同一の敷地において行う、<u>次の</u>いずれかに該当する建築物の新築、改築又は用途の変更  ア・イ (略)  ウ 建築基準法別表第2(ろ)項に掲げる建築物(<u>既存の集落</u>に存するものに限る。)</p>

議案第 9 2 号の参考資料

熊谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案新旧対照表  
熊谷市国民健康保険税条例（平成 1 8 年条例第 1 7 6 号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額）</p> <p>第 5 条 第 2 条第 2 項の被保険者均等割額は、被保険者 1 人について <u>2 6 , 0 0 0 円</u>とする。</p> <p>（介護納付金課税被保険者に係る所得割額）</p> <p>第 8 条 第 2 条第 4 項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に <u>1 0 0 分の 1 . 7</u> を乗じて算定する。</p> <p>（介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額）</p> <p>第 9 条 第 2 条第 4 項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者 1 人について <u>1 2 , 5 0 0 円</u>とする。</p> <p>（国民健康保険税の減額）</p> <p>第 2 2 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 6 3 万円を超える場合には 6 3 万円）、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 1 9 万円を超える場合には 1 9 万円）及び同条第 4 項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 1 7 万円を超える場合には 1 7 万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第 7 0 3 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、4 3 万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第 6 条第 8 号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつ</p>	<p>（国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額）</p> <p>第 5 条 第 2 条第 2 項の被保険者均等割額は、被保険者 1 人について <u>2 5 , 0 0 0 円</u>とする。</p> <p>（介護納付金課税被保険者に係る所得割額）</p> <p>第 8 条 第 2 条第 4 項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に <u>1 0 0 分の 1 . 4</u> を乗じて算定する。</p> <p>（介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額）</p> <p>第 9 条 第 2 条第 4 項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者 1 人について <u>1 0 , 0 0 0 円</u>とする。</p> <p>（国民健康保険税の減額）</p> <p>第 2 2 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 6 3 万円を超える場合には 6 3 万円）、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 1 9 万円を超える場合には 1 9 万円）及び同条第 4 項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 1 7 万円を超える場合には 1 7 万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第 7 0 3 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、4 3 万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第 6 条第 8 号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつ</p>

改正案	現行
<p>て、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>18,200円</u></p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>8,750円</u></p>	<p>て、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>17,500円</u></p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>7,000円</u></p>

改正案	現行
<p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>13,000円</u></p> <p>イ （略）</p> <p>ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>6,250円</u></p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>5,200</u></p>	<p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>12,500円</u></p> <p>イ （略）</p> <p>ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>5,000円</u></p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>5,000</u></p>

改 正 案	現 行
<p><u>円</u></p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>2,500円</u></p>	<p><u>円</u></p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>2,000円</u></p>

## 認定路線調書・位置図

整理 番号	路 線 名	認 定 理 由
1	市道 50876 号線	本市に寄附された道路を市道として管理したいため
2	市道 70589 号線	開発行為に伴い本市に帰属された道路を市道として管理したいため
3	市道 70590 号線	開発行為に伴い本市に帰属された道路を市道として管理したいため
4	市道 70591 号線	開発行為に伴い本市に帰属された道路を市道として管理したいため
5	市道 江南7377 号線	開発行為に伴い本市に帰属された道路を市道として管理したいため











